

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業経営に基づく事業展開を進める上で、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題としております。バランスの取れたスリムな経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、適切かつ迅速な経営判断を行い、コンプライアンス（法令遵守）に則った各施策により、透明度の高い経営および業務執行の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】 招集通知の発送前の電子的開示

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。

なお、現在招集通知発送前にTDnetや自社のホームページなどに招集通知を掲載しておりませんが、今後は早期掲載に向け検討してまいります。

【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳

当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率は相対的に低いことから、現在議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後は当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しつつ検討してまいります。

【補充原則3-1-2】 英語での情報の開示・提供

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いことから、現在英語による情報開示は実施しておりませんが、今後は当社株主における海外投資家の比率等を勘案しつつ検討してまいります。

【補充原則4-2-1】 経営陣の報酬

当社は現在中長期的な業績と連動する経営陣の報酬やストックオプションを導入しておりませんが、今後、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブのあり方について検討をする予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性等を総合的に勘案し、上場株式の保有の可否を判断いたします。

保有株式の議決権行使に関しましては、発行会社の企業価値の向上に資する案であるかどうかを、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、取締役・主要株主等関連当事者との間で競争取引および利益相反取引を行う場合には、取締役会の承認を要するものとしております。

【原則3-1】 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、ホームページに掲載しております。

経営戦略・経営計画については、経営会議・取締役会の承認を受けて決定しており、事業年度ごとの業績見通しを開示しております。中期経営計画の対外公表はしておりませんが、今後公表に向けての検討をしてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は健全な企業経営に基づく事業展開を進めるうえで、コーポレートガバナンスの充実を最重要課題としております。本報告書のIIに当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬額は、固定給（月額報酬）、業績連動（賞与）、退職慰労金で構成されています。

当社の業績や見通しを勘案して年間報酬の上限額を株主総会にて決定しています。取締役の個別報酬額の決定は、取締役会決議によって代表取締役に一任し、代表取締役が個別報酬額を決定しています。

退職慰労金は「役員退職金規程」に定めた所定の金額に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任に当たっては、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知見・能力・経験をもとに、取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が承認し、株主総会にて決議しています。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

新任・再任候補者及び社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会で審議する内容を決めています。また、経営各階層が決定すべき事項については、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、独立社外取締役の有効な活用を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しました。
取締役会の監督機能を高める見地から、現在2名の社外取締役を選任しており、独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準
社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え上場証券取引所の定める独立性基準を満たしたものを選任しています。

【補充原則4-11-1】 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方
取締役候補者の選任については、適切かつ迅速な意思決定への寄与、業務執行の管理・監督機能等を勘案し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。
取締役は現在12名が就任しておりますが、意思決定・管理監督を遂行していく規模としては適切と考えています。
取締役の選任に当たっては、取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしています。

【補充原則4-11-2】 取締役の兼任状況
取締役の他の上場会社の役員兼任状況については、「定時株主総会招集ご通知」(当社ホームページに掲載)に記載しております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価
取締役会における発言・質疑応答・議論の状況から、取締役会の実効性は保たれていると判断しております。今後は、取締役の自己評価も検討していきたいと考えております。

【補充原則4-14-2】 取締役に對するトレーニングの方針
取締役が自らの役割を十分に果たすべく各種セミナー等に参加しております。役員としての職務に有効であると認める場合には必要に応じて費用等を支援します。
社外取締役に、事業担当の役員等が面談を通じて事業内容の説明をしています。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社における株主との対話は、総務部を主管部署として行っております。株主との対話に必要な情報を経理部、企画部、各事業部と連携して収集しております。株主との対話に向けて、当社が行っている活動は以下のとおりです。
・定時株主総会における事業報告等の説明
・株主通信等の株主に対する送付書類
・当社ホームページにおける情報提供
・証券取引所が開催するIR EXPOへの参加

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社城西	855,000	9.10
東洋電機従業員持株会	647,673	6.89
東洋電機取引先持株会	534,000	5.68
株式会社商工組合中央金庫	465,000	4.95
株式会社百五銀行	428,000	4.55
松尾 隆徳	364,273	3.87
松尾 昇光	308,228	3.28
トーヨーテクノ株式会社	289,796	3.08
第一生命保険株式会社	250,000	2.66
日本生命保険相互会社	250,000	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 名古屋 第二部

決算期 3 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 12 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有賀 重介	税理士											
葛谷 昌浩	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀 重介	○	○	独立役員であります。	有賀 重介 氏は、長年の国税局勤務経験と税理士として培われた税務会計全般の知識を活かし、公正中立の立場から、当社の監査に反映いただけるものと判断しております。 また、同氏は、他社の社外監査役を兼任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、監査機能を十分に発揮いただけるものと認識しております。 なお、社外取締役を選任するにあたり、当社では独立性に関する基準および方針は特別定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。
葛谷 昌浩	○	○	独立役員であります。	葛谷昌浩 氏は、監査法人での経験があり、公認会計士としての長年の経験と知識を活かし、公正中立の立場から、当社の監査に反映いただけるものと判断しております。

				また、同氏は、他社の社外監査役を兼任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、監査機能を十分に発揮いただけるものと認識しております。 なお、社外取締役を選任するにあたり、当社では独立性に関する基準および方針は特別定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在当社では、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は設けておりませんが、監査等委員である取締役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮したうえで、取締役と監査等委員である取締役が意見交換をし、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査とともに取締役が構築および運営しているシステムにおいて、会計監査人と連携しながら監査し、内部統制の充実に努め、会計監査人から監査計画の説明を受けるとともに、監査状況や監査結果について随時説明・報告を求め、連携をとってまいります。

また当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。

内部監査室は1名で構成され、経営の合理化・効率化および業務活動が適正に行なわれていることを監査するとともに、監査を通じて、業務運営の諸規定および手続きへの準拠性について、調査・指導を行っております。

また、内部監査室は、内部監査の状況について必要ある場合、監査等委員や会計監査人と連携し、情報の共有化を図り、内部統制の充実に努めるとともに、当社および当社グループのコンプライアンス状況を定期的に監査し、取締役会や監査等委員会に報告することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額は173百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

- ・取締役を支払った報酬 153百万円
- ・監査役を支払った報酬 20百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 なし
針の有無

【社外取締役のサポート体制】

現在当社では、社外取締役の職務を専任で補助すべき使用人は設けておりませんが、社外取締役が職務を執行するにあたり、常勤監査等委員である取締役や内部監査室ならびに関係使用人が必要に応じてこれをサポートし、円滑に遂行できる体制としております。

また、各社外取締役は取締役会へ出席し、決算等適時開示情報を含む重要な事案について説明を受けるとともに、各社外取締役へ社内の重要な会議にて審議した内容の議事録や関係書類などを提出することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は平成27年5月1日施行の改正会社法に伴い、平成27年6月24日開催の株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、より透明性と効率性の高い経営の実現を目指してまいります。また、監査等委員会設置会社として、取締役による迅速で的確な意思決定と業務執行を行う一方、適正に監督ならびに監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実化を図れるよう、その実効性を高める体制を整えております。

各機関および部署における運営と機能ならびに活動状況は、以下のとおりであります。

1. 業務執行・監査の状況

当社は、取締役等で構成される経営会議を毎月定例に開催しており、重要な「取締役会」決裁案件の事前審議および経営上の日常業務案件に対する具体的施策の立案を行っております。

取締役会は、取締役12名で構成されております。うち3名は監査等委員である取締役で構成されており、監査等委員でない取締役の監督とともに適宜、提言および助言などを行い、経営会議で審議・立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性および執行責任を監督するとともに、併せて当社グループ企業の業務の執行状況を把握しながら、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、監査等委員である取締役3名の内、社外取締役を2名選任しており、法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備え、平成27年6月の定時株主総会において法曹界から補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。社外取締役と当社の間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。なお、監査等委員会は定期的に開催される予定であり、監査計画に基づく厳格な監査活動を実施してまいります。なお、監査等委員会は定期的に開催される予定であり、監査計画に基づく厳格な監査活動を実施してまいります。

2. 会計監査の状況

会計監査は、新日本有限責任監査法人を選任しており、会計監査の実施とともに会計制度の変更などにも速やかに対応する環境を整えております。

当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

- a. 業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 真吾 新日本有限責任監査法人
 - ・指定有限責任社員 業務執行社員 高橋 浩彦 新日本有限責任監査法人
- b. 監査業務に係る補助者の構成
 - ・公認会計士:10名
 - ・その他 :4名
- c. その他

- ・継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
- ・同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

3. 監査報酬の内容

当連結会計年度における監査法人に対する監査報酬は18百万円であります。

当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、上記の金額は合計数値を掲載しております。

なお、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、平成18年5月に定めた「基本方針」や「コンプライアンス規程」に従い、取締役および使用人に対する周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の強化を図るために、社内通報システムにおける社内窓口のほかに、社外第三者による社外窓口を設置し維持・運用を図っております。

また、平成27年6月24日開催の株主総会の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、より透明性と効率性の高い経営の実現を目指してまいります。

さらに、リスク管理体制の強化を図るため、「リスク管理規程」に基づき、定期的にリスク管理委員会を開催し、リスクの把握とリスク発生防止に係る管理体制の整備に努めております。

当連結会計年度に開催した重要な会議は以下のとおりであります。

- ・株主総会：第75期定時株主総会（平成26年6月24日）
- ・取締役会：14回
- ・経営会議：12回
- ・監査役会：14回

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、健全な企業経営に基づく事業展開を進める上で、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題とし、バランスの取れたスリムな経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、適切かつ迅速な経営判断を行い、コンプライアンス（法令遵守）にそった各施策により、透明度の高い経営および業務執行の確保を図っております。

また、業務の意思決定・執行および監督について、リスク管理、コンプライアンスの徹底および内部統制の向上を図るため、本体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

総会開催日について集中日を避けた日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

名古屋証券取引所主催のIRエキスポに参加しております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

名古屋証券取引所主催のIRエキスポに参加しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

主に決算公告や決算短信、IRカレンダーなどの情報を掲載しております。
<http://www.toyo-elec.co.jp/>

IRに関する部署(担当者)の設置

IRに関する担当部署を定め、随時、個人・機関投資家からのお問合せ、インタビュー、会社訪問などに対応しております。

その他

名古屋証券取引所主催のIR懇談会に参加しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

株主総会終了後、株主の皆様にご理解いただくため、当社の新製品などの情報を提供する場として、株主懇談会を開催しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社および子会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備しております。

1. 経営の基本方針

当社では、下記の経営理念ならびに行動指針を経営の基本方針とする。

【経営理念】

当社は、高い企業倫理に基づき、人間性を尊重し、時代の変化に適切に対応しながら、共存共栄のもとに豊かな社会づくりに貢献する。

【行動指針】

- ・会社が、常に社会的存在であることを自覚し、継続的かつ適正な利益の創出をもって、事業の健全な存続と成長をめざす。
- ・法令と社会規範を遵守し、正々堂々、公正で自由な事業活動に邁進する。
- ・個性と自主性を重視し、働き甲斐ある職場づくりをめざす。
- ・広く社会との融和を図り、企業情報を公正かつ適切に公開する。
- ・環境に配慮した事業革新に挑み、地球規模の環境保全に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報は、各情報ごとに責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し、保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害、品質、納期、情報セキュリティ、輸出入管理などに係るリスクについて、それぞれの責任部署を定め、規程・マニュアルの制定・配布などを実施し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。
- (2) 個々のリスクに対し、責任部署や各委員会(経営戦略会議、安全衛生委員会、資材調達会議、品質保証委員会など)において検討し、リスク回避や低減に向けた改善を施す。
- (3) 内部監査室は、各委員会の会議に出席し、また各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- (4) 新たに生じたリスクは、すみやかに責任部署を定め、管理する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透を図るとともに、目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な目標を策定する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、毎月1回の経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項や重要事項に係る意思決定を機動的に行うとともに、絞り込んだテーマについては、経営戦略会議を設け、詳細な議論と検討を行う。
- (3) 月次の業績は、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

5. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合していることを確保するための体制

当社および当社グループは、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように、以下のコンプライアンス体制を構築する。

- (1) 当社および当社グループは、取締役および使用人の企業倫理意識の向上と法令遵守のために、コンプライアンス規程に従い、規程の配布や研修を実施することで周知徹底を図り、グループ全体への浸透を図る。
- (2) 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。
- (3) 当社および当社グループにおけるコンプライアンスの観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するために、内部通報ガイドラインの周知徹底を図る。

6. 監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

- (1) 現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- (2) 前項の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮した上で、取締役と監査等委員である取締役が意見交換して決定する。
- (3) 補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
- (4) 補助使用人の任命・異動、人事評価および懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査等委員である取締役に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (3) 常勤監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外に、経営会議や各委員会などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとする。
- (4) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換などを実施し、連携を図ることとする。
- (5) 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を実施する。
- (6) 監査等委員会は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- (7) 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、監査等委員でない取締役にその理由の開示を求めることができる。

8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程に基づき、経営企画本部を管理担当部署として、関係会社に関する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団としての経営効率の向上に努める。
 - (2) コンプライアンス規程に基づき、当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - (3) 当社および子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程について随時見直しを行う。
 - (4) リスク管理規程に基づいて、リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制を構築する。
 - (5) 当社内部監査室は、当社および子会社からなるグループ各社に対して監査を実施する。
9. 監査等委員である取締役の職務の施行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を定めております。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用しております。

- (1) 反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制を確立しています。
- (2) 弁護士、警察、暴力追放対策機関(暴力追放愛知県民会議・愛知県企業防衛対策協議会など)との連携体制を確保しています。
- (3) 所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙を実施しています。

✓ **その他**

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

